

茅ヶ崎市地域防災計画の修正について（修正案）

1 計画修正の考え

近年の地震災害、台風や洪水等による風水害や土砂災害等を踏まえ行われた、防災基本計画の修正、具体的な災害事例を踏まえてまとめられた報告やガイドライン、本市や各防災関係機関の取り組み等を踏まえ、地域の防災対策をより一層推進するため、茅ヶ崎市地域防災計画の修正を行います。

2 主な修正内容

（1）各計画に共通する主な修正内容

ア 防災基本計画の修正等に伴う修正

- 防災教育の推進 ○避難行動要支援者名簿作成等へのデジタル技術の活用
- 再生可能エネルギーを活用した非常用電源設備等への対応
- 要配慮者等への配慮 ○緊急通行車両確認証明書の交付
- 災害中間支援組織に関すること ○安否不明者の積極的な情報収集
- DWA T（災害派遣福祉チーム）の派遣の要請

イ 市及び関係機関の取組、市及び防災関係機関からの意見、その他時点修正等

- 自主防災組織等に対する防災知識の普及・啓発の取組
- 物資拠点の体制整備 ○指定福祉避難所の指定の推進
- 応急対策職員派遣制度の体制
- 市の行政機構と統括調整部の改編に伴う組織名称の変更
- その他、時点修正等

（2）地震災害対策計画の主な修正内容

ア 防災基本計画の修正等に伴う修正

- 長周期地震動階級の周知 ○津波情報の伝達に関すること
- 遠地での火山噴火等による津波

（3）風水害対策計画の主な修正内容

ア 市及び関係機関の取組、市及び防災関係機関からの意見、その他時点修正等

- 大雨警報・注意報（土砂災害）の発表基準の修正
- 早期避難所の廃止と警戒レベルを踏まえた避難所開設

イ 「避難情報に関するガイドライン」の改定に伴う修正

- キキクルにおける危険度分布の新設及び改定

3 具体的な修正内容

(1) 各計画に共通する主な修正内容

ア 防災基本計画の修正等に伴う修正

修正内容		計画書該当箇所	新旧対照表
■ 防災教育の推進			
1	○小・中学校等の教育機関において、消防団員等が参画する体験的・実践的な防災教育を推進する旨を追加	地震:第2章第 2節 第4 第4章第10節 第3 風水:第2章第 2節 第4 第4章第10節 第3	地震 P. 3 P. 14 風水 P. 5 P. 19
■ 避難行動要支援者名簿作成等へのデジタル技術の活用			
	○避難行動要支援者名簿等の作成・編集等にあたり、デジタル化技術の活用を検討する旨を追加	地震:第2章第 5節 第2 風水:第2章第 5節 第2	地震 P. 4 風水 P. 7
■ 再生可能エネルギーを活用した非常用電源設備等への対応			
	○環境に配慮した電源設備等の導入の促進を踏まえ、避難所等での再生可能エネルギーを活用した電源設備等の整備に関する内容を追加	地震:第4章第 6節 第3 風水:第4章第 4節 第7	地震 P. 11-12 風水 P. 16
■ 要配慮者等への配慮			
	○これまでの障がい者、高齢者等の要配慮者に、「食物アレルギーを有する者」を追加	地震:第4章第 9節 第4 風水:第4章第 9節 第4	地震 P. 13 風水 P. 18-19
■ 緊急通行車両確認証明書の交付			
	○災害対策基本法施行令の一部改正に伴い、応急対策活動で使用する車両について、事前の確認申出及び緊急通行車両確認証明書の交付に関して努めること、応急対策活動時には標章の掲示及び証明書を車両に備える旨を追加	地震:第4章第12節 第4 第5章第12節 第7 風水:第4章第12節 第4 第5章第12節 第7	地震 P. 14-15 P. 26-27 風水 P. 20-21 P. 40-41
■ 災害中間支援組織に関すること			
	○災害時のボランティアやNPO等の活動支援や支援主体との調整を行う中間支援組織を「災害中間支援組織」として修正	地震:第4章第17節 第1 第5章第17節 第6 風水:第4章第16節 第1 第5章第16節 第6	地震 P. 15-16 P. 31 風水 P. 21-22 P. 44
■ 安否不明者の積極的な情報収集			
	○要救助者捜索の迅速化のため、安否不明者に関する情報収集を関係機関と連携して対応する内容を追加	地震:第5章第 3節 第4 風水:第5章第 5節 第3	地震 P. 19-20 風水 P. 36
■ DWAT（災害派遣福祉チーム）の派遣の要請			
	○避難所における要配慮者に対する支援として、県に対してDWATの派遣を要請するなどの措置を実施する内容を追加	地震:第5章第 6節 第6 風水:第5章第 4節 第6	地震 P. 24 風水 P. 34-35

※ 「計画書該当箇所」欄中、「地震」は地震災害対策計画、「風水」は風水害対策計画を指します。(以下同様)

※ 「新旧対照表」欄中、「地震」は地震災害対策計画の新旧対照表、「風水」は風水害対策計画の新旧対照表を指します。また、ページは新旧対照表のページ番号となります。(以下同様)

イ 市及び関係機関の取組、市及び防災関係機関からの意見、その他時点修正等

修正内容	計画書該当箇所	新旧対照表
■自主防災組織等に対する防災知識の普及・啓発の取組		
○市内にある自主防災組織の活動（好事例）を共有することで、自主防災組織が相互に活動を高めていけるような環境の構築について追加	地震：第2章第 2節 第2 風水：第2章第 2節 第2	地震 P. 3 風水 P. 4-5
■物資拠点の体制整備		
○救援物資の円滑な搬送等のため、大型トラックや重機等の活用を想定し、茅ヶ崎公園野球場を物資拠点の第一候補として位置付け	地震：第3章第 1節 第1 第5章第 9節 第5 風水：第3章第 1節 第1 第5章第 9節 第5	地震 P. 6 P. 25 風水 P. 8-9 P. 39-40
■指定福祉避難所の指定の推進		
○「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」の改定を踏まえ、法令で定める基準に適合する施設を指定福祉避難所に指定することを推進するとともに、その設備整備にあたり緊急防災・減災事業債を活用した機能強化を図る旨を追加	地震：第3章第 1節 第3 風水：第3章第 1節 第2	地震 P. 6-7 風水 P. 9-10
■応急対策職員派遣制度の体制		
○総務省の応急対策職員派遣制度の運用マニュアルに基づき、職員派遣の流れに沿った事務手順となるよう記載内容を修正	地震：第5章第16節 第2 風水：第5章第15節 第2	地震 P. 28-29 風水 P. 42
■市の行政機構と統括調整部の改編に伴う組織名称の変更		
○令和5年4月1日付で改編となった市の行政機構と統括調整部の組織名等を修正	全般にわたり修正 (詳細は別紙資料7、8参照)	
■その他、時点修正等		
○上記のほか、防災関係機関からの意見等により、一部文言の修正や数値等の時点修正を行っています。		

(2) 地震災害対策計画の主な修正内容

ア 防災基本計画の修正等に伴う修正

修正内容	計画書該当箇所	新旧対照表
■長周期地震動階級の周知		
○長周期地震動における災害リスクを周知していく旨を追加	地震：第2章第 2節 第1	地震 P. 2
■津波情報の伝達に関すること		
○市民が迅速かつ安全に避難できるよう、津波注意報等で発表される津波高に応じた発令対象区域を予め検討し、津波注意報等を伝達する旨を追加	地震：第5章第 5節 第2	地震 P. 22
■遠地での火山噴火等による津波		
○トンガ諸島の火山噴火による潮位変化を踏まえ、津波対策における留意事項に遠地での火山噴火等による津波について追加	地震：第5章第 5節 第5	地震 P. 22-23

(3) 風水害対策計画の主な修正内容

ア 市及び関係機関の取組、市及び防災関係機関からの意見、その他時点修正

修正内容		計画書該当箇所	新旧対照表
■大雨警報・注意報（土砂災害）の発表基準の修正			
○大雨警報・注意報（土砂災害）における土壌雨量指数について、令和4年11月24日に横浜地方気象台が改定した基準一覧表の数値に基づいて修正	風水：第4章第3節第1	風水 P. 12-13	
■早期避難所の廃止と警戒レベルを踏まえた避難所開設			
○早期避難所に関して移動や感染症対策等の課題解決の観点から廃止し、風水害時は想定される避難者数に対して必要な避難所を災害リスクの低い地域に開設しますが、立ち退き避難の機を失した居住者の緊急安全確保を図る観点から災害リスクのある区域にある避難所を緊急避難場所として開設するなど、警戒レベルを踏まえ順次開設していく旨に修正	風水：構成概要 第2章第4節第3 第3章第1節第2 第4章第4節第5 第5章第3節第2 (旧)第5章第4節第3 第5章第4節第3 第5章第4節第4	風水 P. 1 P. 6-7 P. 8-9 P. 14-15 P. 26 P. 30-32 P. 33-34 P. 34	

イ 「避難情報に関するガイドライン」の改定に伴う修正

修正内容		計画書該当箇所	新旧対照表
■キキクルにおける危険度分布の新設及び改定			
1	○「災害切迫（黒）」が新設。また「うす紫」と「紫」が統合し「危険（紫）」に改定され、5段階の警戒レベルと統一化した旨を修正。あわせて小出川・千の川（水位周知河川）の避難情報の発令基準を追加・修正	風水：第4章第3節第1 第5章第4節第1	風水 P. 12-13 P. 27-30